

送付先：長崎県保険医協会 FAX 095-825-3893

厚生労働大臣 田村 憲久殿

今次改定では、「在宅悪徳ビジネスの駆逐」を口実に、様々な激変が強要され大混乱を招いています。

特に、在宅訪問診療料2の「同一建物居住者の場合」を算定する場合は、別紙様式14「訪問診療に係る記録書」を診療報酬明細書に添付することが求められています。

しかし、患者1人に毎回1枚ずつ添付が必要で事務作業は膨大で、現場では大混乱を来しています。医療機関にとっても、審査支払機関にとっても、膨大な手間とコストを強要するものです。

つきましては、以下の事項について要望いたします。

要望事項

1. 同一建物居住者に対する大幅減算等の取扱いを廃止してください
2. 「別紙様式14」の添付は即時廃止してください

医療機関名

ご住所

(ゴム印でもかまいません)

ご芳名

【ご意見】